

# 岐阜県の取り組み

岐阜県都市建築部下水道課長 高見 浩一郎

## 1. はじめに

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできた。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤している。当県では、この「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝物として、活かし、伝える施策を進めている。

## 2. 岐阜県の下水道

岐阜県の下水道事業は、昭和9年に岐阜市が全国に先駆けて分流式による事業に着手し、全国で5番目に処理を開始したことに始まる。昭和30年代に大垣市、瑞浪市、関市が、昭和40年代に多治見市、恵那市、高山市、土岐市、中津川市が順次事業に着手している。令和6年度末時点では、21市16町1村で事業実施され、下水道処理人口は約153万人となり、下水道処理人口普及率は78.6%で全国19位となっている(図-1)。

## 3. 木曽川右岸流域下水道

木曽川右岸流域下水道は、県唯一の流域下水道で、木曽川および長良川流域の4市6町(岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町)の汚水を広域的に処理し、その地域の水質保全と生活環境の整備を図るものである。本事業は、昭和49年8月に都市計画決定、その後処理区域の変更、処理水量の見直し、幹線管渠の径、ルートの変更に伴う計画決定の変更を実施している。昭和55年度に幹線管渠、木曽川の新堤防となる前渡新堤に工事着手し、昭和59年度に水処理施設、昭和60年度に流入ポンプ棟、昭和61年度に送風機棟、昭和63年度に管理本館、平成元年度に長森ポンプ場、急速ろ過池などに順次着手し、平成3年4月に各務原浄化センター(写真-1)

の一部供用を開始した。

供用開始後は、幹線管渠の延伸、流入汚水量の増加に伴う処理施設の増設、中継ポンプ場の建設等を進め、令和7年現在、全体計画(令和30年度)で、日最大処理能力228,000 $\text{m}^3$ となっており、流域下水道の施設整備は完了している。

平成3年の供用開始時は、2市1町の約4万8千人、日平均約2,400 $\text{m}^3$ の処理から始まり、平成9年に関係全10市町での汚水処理が始まった。令和6年度末では、約43万3千人、日平均約132,000 $\text{m}^3$ の処理を実施している。

## 【施設概要】

汚水幹線：延長約77.6km(7幹線)  
放流幹線：延長約9.1km  
中継ポンプ場：4箇所  
水処理方法：  
標準活性汚泥法+急速ろ過法  
嫌気・無酸素・好気法+急速ろ過法  
ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤

## 4. 岐阜県の汚水処理

(1) 岐阜県汚水処理施設整備構想  
岐阜県では、平成5年度に市町村と連

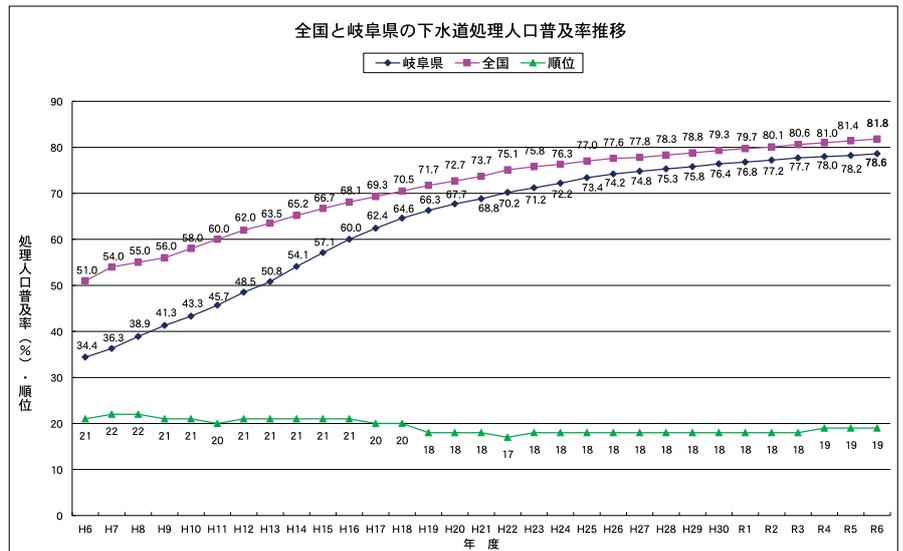


図-1 下水道処理人口普及率の推移



写真-1 各務原浄化センター



図-2 令和7年度キャンペーンポスター

携のもと「全県域下水道化構想」を策定して以来、長年見直しが行われない中、人口減少などの社会情勢の変化により、描いた将来の姿と乖離が生じてきたことから、平成29年度に「岐阜県汚水処理施設整備構想」を策定した。本構想では、人口減少や高齢化といった地域社会構造の変化やそれに伴う料金収入の減少など、集合処理施設の市町村経営を取り巻く環境が、今後厳しさを増していくことが予想されることから、下水道や浄化槽をはじめとした汚水処理施設を、未整備の地域へ計画的・効率的に整備していく方針を定めた。その中で、県全体の汚水処理人口普及率を令和7年度末に95%以上とする目標を設定し、10年で概成するよう整備を進めている。

また、進捗状況の評価やPDCAサイクルに基づく見直しをすることで、地域の実情にあった汚水処理施設の効率的かつ適正な整備を目指すとともに、目標の達成にむけて、県と市町村が連携して、汚水処理施設の整備を進めている。特に進捗状況の評価では、策定に協力いただいた有識者等による会議を毎年開催し、その中でいただいた助言を、市町村に共有することでその都度改善を図っている。

さらには、今後も人口減少等の社会情勢の変化が見込まれるため、整備進捗や効果の点検評価を行い、有識者からの助言を踏まえて、5年に一度を基本とした構想の見直しを進めることとしている。令和4年度に見直しを行った際には、持続可能な汚水処理施設の運営を目指し、低迷する接続率の向上策が必要であると有識者の意見により、県と市町村共同

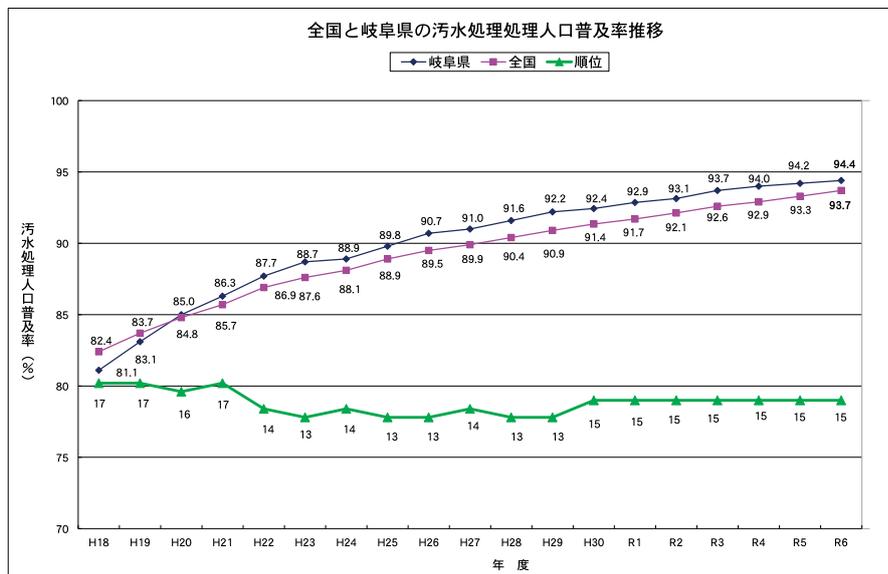


図-3 汚水処理人口普及率の推移

で「下水道接続促進キャンペーン」を令和6年度から取り組んでおり、取り組み内容としては、個別訪問による啓発や一部市町で独自の補助を期間限定で実施するなど、広報活動の一環としてキャンペーンポスター(図-2)を県で作成した。

構想の取り組みを進め、令和6年度末時点では、汚水処理人口は約183万人となり、汚水処理人口普及率は94.4%で全国15位となっている(図-3)。

## (2) 岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画

汚水処理施設整備とその後の適切な事業運営によって、高度成長期以降悪化していた地域の生活環境や河川等公共用水域の水質の改善が図られてきた。

しかしながら、汚水処理事業を取り巻く経営環境は、自治体の担当職員の減少による執行体制の脆弱化や、特に地方部で急速に進みつつある人口減少に伴う使用料収入の減少により悪化しており、さらに今後は施設の老朽化による大量更新期が到来することから、安定的かつ持続的な事業運営に関する課題が生じている。

こうした課題に対応するため、市町村等が実施する汚水処理事業について、施設の統廃合などの広域化や維持管理の共同化などの経営効率化により、経営基盤の強化を促進する必要があることから、本県では汚水処理事業の主体である市町村等と協力して、効率的な事業体制の構築に関する検討を行い、持続可能な汚水処理事業を推進するための「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」を令和4



写真-2 被災管路の調査訓練(カメラ調査)状況

年度に策定し、広域化による汚水処理施設の統廃合、危機管理体制の構築、人材育成の共同化などに取り組んでいる。

広域化による汚水処理施設の統廃合については、令和6年度までに下水道処理施設の統廃合が1件、農業集落排水施設の統廃合が5件完了し、令和7年度も農業集落排水施設の統廃合を1件予定している。

危機管理体制の構築については、県および市町村が連名で、汚水の集合処理事業を行う4団体と災害支援協定を締結し、協定に基づき防災訓練(写真-2)を実施するなど、災害時における体制強化を図っている。

人材育成の共同化については、地方版下水道場となる「清流の国ぎふ下水道場」を設立し、市町村と一緒に企画するとともに、各種団体にも協力をいただき開催している。下水道経験年数の少ない職員を対象に2日間の下水道に関する講義(写真-3)で基礎知識を学び、グループワークや意見交換会などで下水道の仲間づくりの場を提供し、また別に1日現場研修として、下水道施設の基礎知識の



写真-3 下水道場における講義状況



写真-4 施設研修状況

習得と施設研修(写真-4)も行っている。受講者からは、高評価を得ており、今後も継続して実施することとしている。そのほか、市町村が実施する新技術や新工法を採用した工事などの見学会を開催するなど、市町村職員の技術力の維持・向上に取り組んでいる。

## 5. 下水道管路の全国特別重点調査等について

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道等に起因する大規模な道路陥没は、死亡事故が発生するとともに、約120万人の方々々が下水道の使用自粛を求められるなど、重大な事態となった。その後、国土交通省より、管路の緊急点検および、全国特別重点調査の実施が要請されるなど、下水道インフラの維持管理意識をあらためて高める結果となった。

### (1) 岐阜県の下水道管路

岐阜県の下水道管の総延長は約1.2万kmとなっている。下水道管の標準的な耐用年数50年を経過する管は、令和6年度末で約670km(約6%)となっている。10年後の令和16年度末には約1,600km(約14%)、20年後には約4,000km(約33%)となり、急速に増加する見込みである(図-4)。今後、更新費用が急増するなかで、使用料収入の減少による維持管理費不足や、人

手不足などにより更新が遅れる恐れもあり、市町村に対して、計画的な維持管理や改築をお願いしているところである。

### (2) 全国特別重点調査等について

岐阜県では八潮市の道路陥没事故を受け、1月29日に流域下水道の各幹線下水道管合流地点に設置されているマンホールの中に入り、目視によりマンホール内部に異状な土砂の堆積がないかの確認や、国道、県道および市町道における下水道管の埋設箇所全てにおいて、地表面に変状がないことを目視により確認するなどの独自の点検を実施し、異状がないことを確認した。また、2月19日には、状況の共有と今後県内で大規模な事故が発生した場合の円滑な対応方法や、必要な備え等について検討を行う勉強会を開催した。

その後、3月18日に国土交通省から事務連絡「下水道管路の全国特別重点調査について(依頼)」により、下水道管路の全国特別重点調査が要請され、調査対象である「内径2m以上かつ平成6年以前に設置された下水道管路」は、岐阜県内では、流域下水道、県内の4市1町の公共下水道で約34kmあり、その内、優先的に実施する箇所の延長は7.084kmとなっている。

優先実施箇所については、令和7年9月までに調査を実施し、県内で緊急度I



図-4 岐阜県における敷設年度別の管路管理延長 (R6年度末現在)



と判定された延長は766mとなっている。その内、流域下水道の緊急度Iの延長は約8mであるが、9月に対策工事が完了している。その他の緊急度Iと判定された箇所は市が管理する下水道管路となるが、速やかな対策実施のため、国との調整や工法検討等などの支援をすることとしている。

また、優先実施箇所以外については、令和7年度末までに調査を完了し、損傷の程度に応じて適切に対策を進めていく予定である。

## 6. おわりに

下水道は、県民の快適な生活環境や水質保全に欠かせない重要な役割を担っている。しかしながら、その経営環境は厳しく、今後も人口減少などによりさらに厳しくなることが想定されている。持続可能な事業経営を行い、住民サービスを維持するため長期的な視点で下水道事業を進めるべく市町村と協力していきたいと考えている。